

服部栄養専門学校学則

2025 年 5 月 1 日現在有効

第 1 章 総 則

- 第 1 条 本校は学校教育法及び栄養士法・調理師法に則り栄養・調理および衛生に関する知識、技能を授けて国家有為の栄養士および調理師を養成し、且つ、ひろく栄養家庭料理を普及して国民の福祉に貢献することを目的とする。
- 第 2 条 本校は服部栄養専門学校という。
- 第 3 条 本校の位置は東京都渋谷区千駄ヶ谷 5 丁目 25 番 4 号とする。

第 2 章 課程及び学科・修業年限・定員

- 第 4 条 本校に設置する課程及び学科・修業年限および定員は次のとおりとする。

昼夜別	課 程 名	学科名	修業年限	入学定員		総定員	学級数
昼	栄養専門課程	栄養士科	2 年	120		240	6
	〃	調理師本科	2 年	160		320	8
	〃	〃	1 年	200		200	5
小 計				480		760	19
夜	栄養専門課程	調理師本科	1 年 6 ヶ月	4 月	40	120	3
				10 月	40		
小 計				4 月	40	120	3
				10 月	40		
合 計				4 月	520	880	22
				10 月	40		

学生の在学期間は各学科の修業年限の 2 倍を超えないものとする。

第 3 章 学年・学期の終始期・休業日

- 第 5 条 学年は 4 月 1 日で始まり翌年 3 月 31 日に終わる。
但し調理師本科夜間部後期生の学年は 10 月 1 日に始まり翌々年の
3 月 31 日に終わる。
学年及び各学期の期間については、当該年度の行事予定表において別に
定める。
なお、教育上必要がある場合には、校長の判断により期間の変更をできる
ものとする。
- 第 6 条 休業日は次のとおりとする。但し休業日においても必要に応じて授業を
行うことがある。
1. 日曜日
 2. 国民の祝日に関する法律で規定する日
 3. 夏期休業 当該年度の行事予定表において別に定める
 4. 冬期休業 当該年度の行事予定表において別に定める
 5. 春期休業 当該年度の行事予定表において別に定める
 6. 開校記念日 12 月 6 日

第 4 章 教育および教職員の組織

第 7 条 本科の教科目および履修単位は次のとおりとする。

1. 栄養専門課程栄養士科

	規則等規定			学則規定				履修 学年
	教育内容	単位数		科目名	単位数		合 計 時間数	
		講義 又は 演習	実験 又は 実習		講義 又は 演習	実験 又は 実習		
基礎 分野	人文科学	12		統計学	2		30	1
				心理学	2		30	2
	社会科学			関係法規	2		30	1
	自然科学			基礎化学	2		30	1
				生物学	2		30	1
	外国語			英語	2		30	2
				基礎分野の合計	12		180	-
専門 分野	社会生活と健康	4	4	食育ライフデザイン	1		30	1
				公衆衛生学	1		30	2
				健康管理概論	1		30	2
				社会福祉学概論	2		30	2
				社会生活と健康の合計	5		120	-
	人体の構造と 機能	8		解剖生理学	2		30	1
				健康運動指導論	1		30	1
				健康運動演習	1		30	1
				生化学	4		60	2
				生理学実験		1	45	2
				内科学	2		30	2
				人体の構造と機能の合計	10	1	225	-
				食品と衛生	6	食品学総論	2	
	食品学実験					1	45	1
	食品学各論	1					15	2
	食品加工学実習					1	45	2
	食品加工学	2					30	2
	食品衛生学	2					30	1
	食品衛生学実験					1	45	2
	食品と衛生の合計	7				3	240	-
	小 計	18		4		22	4	585

	規則等規定			学則規定				履修 学年
	教育内容	単位数		科目名	単位数		合 計 時間数	
		講義 又は 演習	実験 又は 実習		講義 又は 演習	実験 又は 実習		
専門分野	栄養と健康	8	10	基礎栄養学	4		60	1
				応用栄養学	2		30	1
				応用栄養学実習		1	45	1
				臨床栄養学概論	2		30	2
				臨床栄養学実習		1	45	2
				栄養と健康の合計	8	2	210	
	栄養の指導	6		献立作成	2		60	1
				栄養教育論	2		60	1、2
				栄養教育論実習		1	45	2
				公衆栄養学概論	2		30	2
				栄養の指導の合計	6	1	195	
	給食の運営	4		調理学	2		30	1
				調理学実習		4	180	1、2
				クッキングサイエンス		1	45	1
				給食管理理論	1		30	2
				給食管理実習		1	45	2
				給食総合演習	1		30	2
				校外実習		2	90	2
給食の運営の合計	4	8	450					
小計	18	10		18	11	855		
専門分野小計	36	14		40	15	1440		
	基礎・専門分野合計	62			67		1620	
その他	その他	0	0	栄養士特別講座	1		30	2
				食育実践	1		30	1
				卒業研究論文	1		30	2
				その他合計	3		90	
	その他小計	0	0		3		90	
	合 計	62			70		1710	

※卒業にはその他の科目を含め全ての科目の履修が必要

備考

各授業科目の単位数は、1 単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果及び授業時間外に必要な学修を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

- (1) 講義については、15 時間の授業をもって 1 単位とする。ただし、授業科目により 30 時間の授業をもって 1 単位とする。
- (2) 演習については、30 時間の授業をもって 1 単位とする。ただし、授業科目により 15 時間の授業をもって 1 単位とする。
- (3) 実験及び実習については、45 時間の授業をもって 1 単位とする。
- (4) (1) から (3) の規定にかかわらず、卒業研究論文等の授業科目については、学修成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して単位数を定めることができる。
- (5) 基礎分野の保健体育に該当する科目の教育内容については、専門分野の人体の構造と機能「健康運動指導論」と「健康運動演習」とする。

2. 栄養専門課程調理師本科（2年制）

(1) 昼間部

2年間の時間数

1,905 時間

	規則等規定		学則規定			
	教育内容	授業時間数	科目名	時間内訳		合計時間数
				講義	実習	
①調理師法施行規則別表第1教育内容	食生活と健康	90 時間	公衆衛生学	90		90
			計	90		90
	食品と栄養の特性	150 時間	栄養学	30		30
			食品学	120		120
			計	150		150
	食品の安全と衛生	150 時間 (実習 30 時間以上含む)	食品衛生学	120		120
			食品衛生学実験		30	30
			計	120	30	150
	調理理論と食文化概論	180 時間	調理理論	180		180
			計	180		180
	調理実習	300 時間	調理実習		270	270
			校外実習		60	60
			計		330	330
	総合調理実習	90 時間	集団調理実習	30		30
			接客サービス	60		60
			レストラン論	30		30
			計	120		120
	①合計	960 時間		660	360	1020
②修業年限2年以上の課程	高度調理技術実習		専門調理実習		300	300
			校外実習		150	150
	フードサービス実習		サービスマナー実習		60	60
			出店計画概論	30		30
			出店計画演習		60	60
			フードコーディネート	30		30
			フードビジネスマネジメント	30		30
			メニュープランニング	30		30
	調理に関する国際コミュニケーション		グローバルコミュニケーションⅠ	30		30
			グローバルコミュニケーションⅡ	30		30
	②合計			180	570	750
③その他	その他		調理科学実験		45	45
			食育実習	60		60
			キャリア形成論	30		30
	③合計			90	45	135
総授業時間数（①＋②＋③）				930	975	1905

3. 栄養専門課程調理師本科

(1) 昼間部 1 年間の時間数 1,020 時間

	規則等規定		学則規定			
①調理師法施行規則別表第1教育内容	教育内容	授業 時間数	科目名	時間内訳		合計 時間数
				講義	実習	
	食生活と健康	90 時間	公衆衛生学	90		90
			計	90		90
	食品と栄養の特性	150 時間	栄養学	30		30
			食品学	120		120
			計	150		150
	食品の安全と衛生	150 時間 (実習 30 時間 以上含む)	食品衛生学	120		120
			食品衛生学実験		30	30
			計	120	30	150
	調理理論と 食文化概論	180 時間	調理理論	180		180
			計	180		180
	調理実習	300 時間	調理実習		270	270
			校外実習		60	60
			計		330	330
	総合調理実習	90 時間	集団調理実習	30		30
			接客サービス	60		60
レストラン論			30		30	
計			120		120	
総授業時間数		960 時間		660	360	1020

(2) 夜間部

1 年 6 ヶ月の時間数

1,005 時間

	規則等規定		学則規定			
①調理師法施行規則別表第1教育内容	教育内容	授業 時間数	科目名	時間内訳		合計 時間数
				講義	実習	
	食生活と健康	90 時間	公衆衛生学	90		90
			計	90		90
	食品と栄養の特性	150 時間	栄養学	30		30
			食品学	120		120
			計	150		150
	食品の安全と衛生	150 時間 (実習 30 時間 以上含む)	食品衛生学	120		120
			食品衛生学実験		30	30
			計	120	30	150
	調理理論と 食文化概論	180 時間	調理理論	180		180
			計	180		180
	調理実習	300 時間	調理実習		315	315
			計		315	315
	総合調理実習	90 時間	集団調理実習	30		30
			接客サービス	60		60
レストラン論			30		30	
計			120		120	
総授業時間数		960 時間		660	345	1005

第 8 条 本校における授業は、講義、演習、実験、実習のいずれか、又はこれらの併用により行うものとする。

1. 本校の授業は、文部科学大臣の定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室以外の場所で履修させることができるものとする。
2. 前項の授業方法による授業科目の履修は、全課程の修了に必要な総授業時間数のうち 4 分の 3 を超えないものとする。

第 9 条 始業および終業時刻は次のとおりとする。

栄養専門課程栄養士科		9 時開始	16 時 45 分終了
------------	--	-------	-------------

栄養専門課程調理師本科	昼間部	9 時開始	16 時 45 分終了
	夜間部	18 時 30 分開始	22 時終了

但し上記時間外においても必要に応じて補習授業等を行うことがある。

第 10 条 本校には少なくとも法令に則った人員を満たすに足る教職員を置く。

校長は、校務を処理し所属教職員を指揮監督する。

教員は、本校において行う教科目を担当して専門的な知識・技能に関する授業を行う。

助手は、専門的な知識・技能を修得するため、教科目を担当する教員の職務を補助する。

講師は、本校において行う教科目に関し講師として、専門的な知識・技能に関する授業を行う。

事務員は、校長の指示により校務に関する事務を行う。

校医は、学生の健康管理を行う。

第 5 章 入学・休学・復学・退学・転科・転部・編入学

第 11 条 本校の入学資格は次のとおりとする。

栄養専門課程栄養士科・栄養専門課程調理師本科

高等学校若しくはこれに準ずる学校若しくは中等教育学校を卒業した者又は文部科学大臣の定めるところによりこれに準ずる学力があると認められた者。

第 12 条 本校の入学時期は次のとおりとする。

1. 栄養専門課程栄養士科は 4 月
2. 栄養専門課程調理師本科は、昼間部は 4 月、夜間部は 4 月と 10 月

第 13 条 本校の入学許可は次のとおりとする。

1. 入学は校長の許可を要する。
2. 入学しようとする者は、出身校の卒業証明書または卒業見込書、調査書または成績証明書、最近の写真および第 21 条の受験料と本校所定の入学願書に必要事項を記載して、指定期日までに出席しなければならない。
3. 前号の手続きを終了した者に対して、入学試験を行い入学者を決定する。

第 14 条 入学を許可された者は、許可のあった日から 5 日以内に第 21 条に定められた入学金、授業料 6 ヶ月分、その他所定の納入金と所定の誓約書、その他の書類を添えて入学の手続きをしなければならない。

第 15 条 本校の休・復学は次のとおりとする。

1. 学生が疾病、その他やむを得ない事由によって休学をする時は、その理由を記して校長の許可を受けなければならない。
2. 休学の期間は 2 ヶ月以上でその学年の終わるまでとする。
但し、特別の事情がある場合はこの限りではない。
3. 前号の者が休学期間内に修学が可能となったときは願い出て復学をすることができる。

- 第 16 条 本校の退学のうち自主退学及び転科・転部の学生はその事由を記し、校長の許可を受けなければならない。
編入学に関して、校長は希望者に対して選考の結果により編入学を認めることがある。編入学に関する事項は、別に定める。

第 6 章 進 学 ・ 卒 業

- 第 17 条 学生は学校が行う学期試験に合格し、かつ所定の教育課程を履修して、その成果が満足できるものでなければ進級または卒業することはできない。
学期試験の成績は、秀・優・良・可および不可をもって表し、秀・優・良および可を合格とし、不可を不合格とする。
学期試験の実施その他については細則の定めるところによる。

- 第 18 条 前条の定めにより、卒業することができると認めた者には、卒業証書を授与する。なお、栄養専門課程栄養士科卒業者は、栄養士法第 2 条第 1 項の規定に基づき、栄養士免許を申請することができる。
また、栄養専門課程調理師本科昼間部 2 年制・1 年制・夜間部卒業者は、調理師法第 3 条第 1 項第一号及び第 2 項の規定に基づき、調理師免許を申請することができる。

第 7 章 賞 罰

- 第 19 条 成績優秀にして他の模範となる者はこれを表彰することがある。
- 第 20 条 学生が学校の規則に違反し、または、学生の本分に反する行為をしたときは、これを懲戒する。
懲戒は退学・停学・謹慎・譴責および戒告とし、退学・停学・謹慎および譴責納の処分は校長が行う。
- 第 21 条 校長は学生が次の各号の 1 に該当するときは退学させることができる。
1. 性行不良にして改善の見込みがないと認められる者。
 2. 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者。
 3. 正当な理由がなくて出席が常でない者。
 4. 本校の秩序を乱しその他学生としての本分に反した者。
 5. 入学式日より無断で 7 日間出席しない者

第 8 章 入学金・授業料・受験料

第 22 条 本校の授業料・入学金等は次のとおりとする。

課程名	学科名	入学金	年額 授業料	年額 施設費	年額実験 実習費	受験料
栄養専門 課程	栄養士科					
	(2 年制 1 年目)	200,000	798,000	313,000	478,000	20,000
	(" 2 年目)		798,000	313,000	500,000	
	調理師本科昼間部					
	(2 年制 1 年目)	200,000	780,000	330,000	600,000	20,000
	(" 2 年目)		780,000	330,000	600,000	
	調理師本科昼間部					
		200,000	780,000	330,000	600,000	20,000
	調理師本科夜間部					
	(3 期制 1 期目)	200,000	220,000	96,000	168,000	20,000
	(" 2 期目)		240,000	116,000	188,000	
	(" 3 期目)		260,000	136,000	208,000	

授業料（校長が特に指定する学費があるときは、その学費を含む）は、別段の定めをする場合を除き、出席の有無にかかわらず、各期の始業開始日の前日（土、日及び祝日を含まない）までに本校が定める方法で次のとおり前納しなければならない。

1. 栄養専門課程昼間部

前期分

後期分

2. 栄養専門課程夜間部

第 1 期分

第 2 期分

第 3 期分

但し、10 月生の場合は 10 月～3 月を第 1 期として順次繰下げる。

- 第 23 条 学生が退学などにより学籍を離れたときでも、未納の授業料その他の学費があるときは、それらの未納分はこれを納入しなければならない。
- 第 24 条 既納の授業料・入学金・その他の費用は理由の如何にかかわらず原則として返還しない。
- 第 25 条 休学者は休学中、所定の休学費用を納入しなければならない。
但し、月の途中から休学または復学したときは、当該月の授業料は全額を納入するものとする。
特別の事由のある場合には、別に定めるところにより休学費用の全部又は一部を減免することがある。

第 9 章 健康診断

- 第 26 条 健康診断は毎年 1 回別に定めるところにより実施する。

第 10 章 専 門 士

- 第 27 条 第 7 条 1・2 及び第 17 条により、栄養専門課程栄養士科・栄養専門課程調理師本科昼間部（2 年制）を終了した者には、専門士（衛生専門課程）の称号を授与する。

第 11 章 附 帯 教 育

- 第 28 条 本校の附帯教育は次のとおりとする。

名 称	修業年限	定 員	昼間部	夜間部
喫茶スナック専門コース	2 カ月	120	60	60
クッキングスクール	11 カ月	120		120
パティスリー・パン専門コース	12 カ月	50		50

喫茶スナック専門コース	昼 13 時～15 時 30 分 夜 18 時～20 時 30 分
クッキングスクール	夜 18 時～20 時 30 分
パティスリー・パン専門コース	夜 18 時～20 時 30 分

附帯教育の入学金・授業料その他必要事項は別に定める。

附 則

1. この学則は平成 7 年 4 月 1 日から実施する。
2. 第 21 条の入学金、授業料等は平成 7 年度の 4 月に入学する受験者から適用する。
3. この学則実施に必要な細則は校長がこれを定める。

附 則

1. この学則は平成 8 年 4 月 1 日から実施する。
2. 第 21 条の入学金、授業料等は平成 8 年度の 4 月に入学する受験者から適用する。
〔 後略 〕

附 則

1. この学則は平成 7 年 4 月 1 日から実施する。
〔 後略 〕

附 則

1. この学則は平成 9 年 4 月 1 日から実施する。
2. 第 21 条の入学金、授業料等は平成 9 年度の 4 月に入学する受験者から適用する。
〔 後略 〕

附 則

1. この学則は平成 10 年 4 月 1 日から実施する。
2. 第 7 条の本校の教科目および履修単位等は平成 10 年度の 4 月に入学する受験者から適用する。
3. 第 21 条の入学金、授業料等は平成 10 年度の 4 月に入学する受験者から適用する。
〔 後略 〕

附 則

1. この学則は平成 11 年 4 月 1 日から実施する。
2. 第 21 条の入学金、授業料等は平成 11 年度の 4 月に入学する受験者から適用する。
〔 後略 〕

附 則

1. この学則は平成 13 年 4 月 1 日から実施する。
2. 第 4 条の課程及び学科・修業年限及び定員は平成 13 年度の 4 月に入学する受験生から適用する。
3. 第 21 条の入学金、授業料等は平成 13 年度の 4 月に入学する受験者から適用する。
4. 第 27 条の附帯教育は平成 13 年度の 4 月の入学者から適用する。
5. 第 24 条の 2 については平成 13 年度の 4 月の入学者から適用する。
〔 後略 〕

附 則

1. この学則は平成 14 年 4 月 1 日から実施する。
2. 第 7 条の本校の教科目および履修単位等は平成 14 年度の 4 月に入学する受験者から適用する。
〔 後略 〕

附 則

1. この学則は平成 15 年 3 月 1 日から実施する。
2. 第 26 条の専門士に関し、栄養専門課程調理師本科昼間部（2 年制）の称号授与については平成 14 年度の卒業者から適用する。
〔 後略 〕

附 則

1. この学則は平成 16 年 4 月 1 日から実施する。
2. 第 4 条の課程及び学科・修業年限及び定員は平成 16 年 4 月入学生から適用する。
3. 第 7 条の教科目および履修単位等は平成 16 年 4 月入学生から適用する。
〔 後略 〕

附 則

1. この学則は平成 18 年 4 月 1 日から実施する。
2. 第 21 条の入学金、授業料等は平成 18 年度の 4 月に入学する受験者から適用する。
〔 後略 〕

附 則

1. この学則は平成 19 年 4 月 1 日から実施する。
2. 第 21 条の入学金、授業料等は平成 19 年度の 4 月に入学する受験者から適用する。
3. 第 7 条の調理師本科 2 年制の履修学年変更は平成 19 年 4 月入学生から適用する。
〔 後略 〕

附 則

1. この学則は平成 20 年 4 月 1 日から実施する。
2. 第 7 条の調理師本科 2 年制のカリキュラム変更は平成 20 年 4 月入学生から適用する。
〔 後略 〕

附 則

1. この学則は平成 25 年 8 月 1 日から実施する。
2. 第 7 条の調理師本科 1 年制の調理理論の講義時間数変更は平成 16 年度 4 月入学生から適用する。
3. 第 8 条の始業および終業時刻変更は平成 13 年度 4 月生から適用する。
〔 後略 〕

附 則

1. この学則は平成 27 年 4 月 1 日から実施する。
2. 第 7 条の専門課程調理師本科（2 年制）及び専門課程調理師本科及び高等課程調理師科カリキュラム変更は平成 27 年 4 月入学生から適用する。
3. 第 4 条の課程及び学科・修業年限及び定員は平成 27 年 4 月入学生から適用する。
〔 後略 〕

附 則

1. この学則は平成 28 年 4 月 1 日から実施する。
2. 第 4 条の課程及び学科・修業年限及び定員は平成 28 年度の 4 月に入学する受験生から適用する。
〔 後略 〕

附 則

1. この学則は平成 29 年 4 月 1 日から実施する。
2. 第 21 条の授業料・受験料は平成 29 年度の 4 月に入学する受験生から適用する。
〔 後略 〕

附 則

1. この学則は平成 30 年 4 月 1 日から実施する。
2. 第 4 条の課程及び学科・修業年限及び定員は平成 30 年 4 月入学生から適用する。
〔 後略 〕

附 則

1. この学則は平成 30 年 4 月 1 日から実施する。
2. 第 21 条の授業料・受験料は平成 30 年度の 4 月に入学する受験生から適用する。
3. 第 7 条の栄養士科のカリキュラム変更は平成 30 年 4 月入学生から適用する。
〔 後略 〕

附 則

1. この学則は令和 2 年 4 月 1 日から実施する。
〔 後略 〕

附 則

1. この学則は令和 2 年 10 月 1 日から実施する。
〔 後略 〕

附 則

1. この学則は令和 4 年 4 月 1 日から実施する。
〔 後略 〕

附 則

1. この学則は令和 3 年 10 月 1 日から実施する。
〔 後略 〕

附 則

1. この学則は令和 5 年 4 月 1 日から実施する。(1 回目)
〔 後略 〕

附 則

1. この学則は令和 5 年 4 月 1 日から実施する。(2 回目)
〔 後略 〕

附 則

1. この学則は令和 5 年 4 月 1 日から実施する。(3 回目)
〔 後略 〕

附 則

1. この学則は令和 6 年 7 月 25 日から実施する。
〔 後略 〕

附 則

1. この学則は令和 6 年 10 月 1 日から実施する。
〔 後略 〕

附 則

1. この学則は令和 7 年 4 月 1 日から実施する。
〔 後略 〕